

I Cカード乗車券取扱規則に関する特約の改訂について（新旧対照表） 令和6年3月1日改正 （※黄色網掛け部は4/1）

改正前	改正後	理由など
<p>（モバイルI C定期乗車券等の発売）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 モバイルP A S M O及びApple PayのP A S M Oに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の<u>7日前</u>までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>第2項</u>により購入したモバイルI C定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、I C定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルP A S M O及びApplePayのP A S M Oの画面及び会員メニューにより確認することができる。</p> <p>5～9 （略）</p>	<p>（モバイルI C定期乗車券等の発売）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 モバイルP A S M O及びApple PayのP A S M Oに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の<u>2日前</u>までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第1項により購入したモバイルI C定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、I C定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイルP A S M O及びApplePayのP A S M Oの画面及び会員メニューにより確認することができる。</p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 第1項の規定にかかわらず、モバイルP A S M O及びApple PayのP A S M Oに通学定期乗車券を購入する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。</p>	<p>・通学定期購入のためにサポートセンターへ証明書を送る期限の変更</p> <p>・引用条文の変更</p> <p>・保護者のクレジットカードによる代理決済サービス開始に伴う変更 (4/1改正の旨、附則に記載)</p>
<p>（モバイルP A S M Oの発行替え）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 小児用P A S M Oおよび<u>一体型P A S M O</u> (後略)</p>	<p>（モバイルP A S M Oの発行替え）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 小児用P A S M Oおよび一体型P A S M Oおよび障がい者用P A S M O (後略)</p>	<p>・障がい者用P A S M Oの追加</p>
<p>（Apple PayのP A S M Oの発行替え）</p> <p>第11条の2 （略）</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1)(2) （略）</p> <p>(3) 小児用P A S M Oおよび<u>一体型P A S M O</u> (後略)</p>	<p>（Apple PayのP A S M Oの発行替え）</p> <p>第11条の2 （略）</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1)(2) （略）</p> <p>(3) 小児用P A S M Oおよび一体型P A S M Oおよび障がい者用P A S M O (後略)</p>	<p>・障がい者用P A S M Oの追加</p>
<p>（モバイルI C定期乗車券の区間変更）</p> <p>第12条 （略）</p>	<p>（モバイルI C定期乗車券の区間変更）</p> <p>第12条 （略）</p>	

<p>2 前項に<u>関わらず</u>、(後略)</p> <p>3 P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のあるP A S M Oカードの情報をモバイルP A S M O及びApple Pay のP A S M Oに発行替えを行ったのちに当該モバイルI C定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。</p> <p>4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。</p> <p>(免責事項) 第18条 (前略)</p> <p>4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の<u>機種変更</u>、紛失または故障に伴うモバイルI C乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、P A S M O I D番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。</p> <p>附則 この規則は、令和5年3月18日から施行する。</p>	<p>2 前項に<u>かかわらず</u>、(後略)</p> <p>3 P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のあるP A S M Oカードの情報をモバイルP A S M O及びApple Pay のP A S M Oに発行替えを行ったのちに当該モバイルI C定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。</p> <p>4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。ただし、第10条第10項の規定により決済する場合は、この限りではない。</p> <p>(免責事項) 第18条 (前略)</p> <p>4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の<u>紛失、故障または機種変更</u>に伴うモバイルI C乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、P A S M O I D番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。</p> <p>附則 この規則は、令和5年3月18日から施行する。 附則 この規則は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第10条第10項の規定、および第12条第4項のうち、ただし書き以下の規定は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関わらず→かかわらず ・保護者のクレジットカードによる代理決済時の例外規程を追加 (4/1改正の旨、附則に記載) ・記載修正 ・施行日記載。施行日の異なる規定につき、但し書きで施行日を別途
--	--	--